

# 地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

山 田 町 長 あて

届出者 住所

氏名

㊟

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

## 記

- 1 行為の場所 山田町
- 2 行為の着手予定日 令和 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 令和 年 月 日
- 4 設計又は施行方法 直営 請負 その他 ( )

(1)土地の区画形質の変更		区域の面積			m <sup>2</sup>
(2)建築物の建築又は工作物の建設	(イ)行為の種別 ( <input type="checkbox"/> 建築物の建築 ・ <input type="checkbox"/> 工作物の建設) ( <input type="checkbox"/> 新築 ・ <input type="checkbox"/> 改築 ・ <input type="checkbox"/> 増築 ・ <input type="checkbox"/> 移転)				
	(ロ)設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		(i)敷地面積			m <sup>2</sup>
		(ii)建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		(iii)延べ面積	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
(iv)高さ 地盤面から m	(v)用途 (vi)垣又はさくの構造				
(3)建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途		
	m <sup>2</sup>				
(4)建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			
(5)木竹の伐採		伐採の面積			m <sup>2</sup>

## 備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 都市計画法第 12 条の 9 に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
  - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の ( ) の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
  - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の ( ) ) は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄についても記載すること。
- 6 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

## 届出が必要な行為

行 為	内 容 説 明
(1) 土地の区画形質の変更	切土、盛土及び区画等の変更をすることです。
(2) 建築物の建築	「建築物」には住宅、店舗、事務所等の他、 <u>車庫、物置</u> 、建築物等に付属する <u>門又は塀</u> などが含まれます。 「建築」とは新築、増築、改築、移転のことをいいます。
(3) 工作物の建設	<u>垣、柵、擁壁</u> 、煙突、広告塔、広告板及び案内板等を設置することです。
(4) 建築物等の用途の変更	例えば住宅から事務所又は店舗等に用途を変更して使用することです。
(5) 建築物等の形態又は意匠の変更	外から見える部分の形や、材料、色などの変更をすることです。

※届出が不要な場合もありますので、詳しくは、建設課都市計画係(内線236)までお問合せください。

## 届出について

- 1 当該行為に着手する日の30日前までに提出してください。
- 2 提出先 建設課都市計画係
- 3 提出書類

(1)届出書(2部)

(2)図面(2部)を添付してください。

行為の種類	図書	縮 尺	備 考
土地の区画形質の変更	設計図	1/100 以上	
建築物の建築 工作物の建設	配置図	1/100 以上	・敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
	各階平面図	1/50 以上	・2 面以上(建築物である場合に限り)
建築物等の用途の変更	立面図	1/50 以上	・2 面以上
建築物等の形態 又は意匠の変更	配置図	1/100 以上	・敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
	立面図	1/50 以上	・2 面以上

添付書類には届出者または作成者等の氏名・印を入れてください。

書類は、A4 サイズで、図面も A4 にたたんで、左綴じをお願いします。

その他、必要に応じて関係事項を記載した参考図書等を、添付していただく場合もあります。

## この届出に関する連絡先

住 所			
氏 名		電話番号	